

第一九回

参第七号

技術士法（案）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、技術士の資格を定め、その業務の適正を図り、もつて科学技術の向上と産業の発展とに資することを目的とする。

（技術士の業務）

第二条 技術士は、他人の求に応じ報酬を得て、理学、工学、農学、医学等自然科学の部門に属する科学（以下「理学等」という。）に関する技術を応用して、機械、金属、鉱山、電気、化学その他政令で定める科学技術の部門（以下「技術部門」という。）に属する事項について、左に掲げる行為（他の法律においてその業務を行うことが制限されている行為を除く。）を行うことを業とする。

一 建設物、工作物、装置、機械、器具、資源、原材料、生産物、動力、工程又は工事について、技術上の調査、研究、立案又は指導を行うこと。

二 前号に掲げるものの外、試験、分析、鑑定、評価若しくは設計をし、建設若しくは作業の監督を行い、又は技術に関する相談に応ずること。

2 前項の規定は、技術士が他の技術士の補助者又は第三十二条第一項に規定する法人の役員若しくは職員として前項の業務に従事することを妨げない。

（技術士の資格）

第三条 技術士試験に合格した者は、技術士となる資格を有する。

2 左の各号の一に該当する者であつて、通商産業大臣が技術士と同等以上の資格を有すると認定したものは、前項の規定にかかわらず、技術士となる資格を有する。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校（以下「大学等」と総称する。）において、理学等に属する科目の教授又は助教授の職にあつた期間が通算して七年以上になる者

二 理学等に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者

三 大学等において理学等に関する課程を修めて卒業した者又は通商産業大臣がこれと同等以上の学力を有すると認める者であつて、第二条第一項各号に掲げる事項に関して十五年以上の実務の経験を有するもの

四 外国において技術士の資格に相当する資格を有する者

（欠格事由）

第四条 左の各号の一に該当する者は、前条の規定にかかわらず、技術士となる資格を有しない。

一 禁こ以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終り、又は執行を受けることがな

くなつた日から三年を経過しないもの

二 禁治産者及び準禁治産者

三 破産者で復権を得ないもの

四 第十九条第一項第一号若しくは第二号に該当する事由又は懲戒により登録の取消の処分を受け、その処分を受けた日から二年を経過しない者

第二章 技術士試験及び技術士の資格の認定

(試験の目的、種類及び科目)

第五条 技術士試験(以下「試験」という。)は、技術士の業務を行うのに必要な専門技術及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的とし、技術部門の種類ごとに行う。

2 前項の試験の科目については、政令で定める。

(受験資格)

第六条 試験は、第二条第一項各号に掲げる事項に関して七年以上の実務の経験を有する者であつて、左の各号の一に該当するものでなければ受けることができない。

一 大学等において、理学等に関する課程を修めて卒業した者

二 通商産業大臣が前号の者と同等以上の学力を有すると認める者

(受験手数料)

第七条 試験を受けようとする者は、政令の定めるところにより、三千円以内の受験手数料を納付しをしなければならない。

2 前項の規定により納付した受験手数料は、試験を受けなかつた場合においても返還しない。

(合格の取消等)

第八条 通商産業大臣は、不正の手段によつて試験を受け、又は受けようとした者に対しては、その試験を停止し、又は合格の決定を取り消すことができる。

2 通商産業大臣は、前項の規定による処分を受けた者に対し、情状により三年以内の期間を定めて試験を受けることができないものとするができる。

(試験の施行)

第九条 試験は、毎年少くとも一回、通商産業大臣が行う。

(技術士考査委員)

第十条 通商産業省に技術士考査委員(以下「考査委員」という。)を置く。

2 考査委員は、試験に関する事務をつかさどり、且つ、第三条第二項の規定による認定について通商産業大臣の求に応じ、意見を具申するものとする。

3 考査委員は、通商産業大臣が関係行政機関の職員及び技術士に関する事項について学識経験のある者のうちから任命する。

4 考査委員は、非常勤とする。

5 前四項に規定するものの外、考査委員に関し必要な事項は、政令で定める。

(試験の細目)

第十一条 この章に規定するものの外、受験手続その他試験に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

(技術士の資格の認定等)

第十二条 第三条第二項の規定による認定は、通商産業大臣が技術部門の種類ごとに行う。

- 2 前項の認定を受けようとする者は、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣に申請しなければならない。
- 3 通商産業大臣は、前項の申請について認定するかどうかを決定する場合には、当該申請者が当該申請に係る技術部門に係る技術士と同等以上の資格を有するかどうかについて考査委員の意見を求め、その意見を尊重して、これをしなければならない。
- 4 通商産業大臣は、第二項の申請をした者が技術士と同等以上の資格を有しないと認めるときは、当該申請を却下しなければならない。
- 5 通商産業大臣は、第一項の認定をしたとき、又は前項の却下をするときは、その旨を当該申請者に通知しなければならない。
- 6 通商産業大臣は、第一項の認定を受けた者が不正の手段によつて認定を受けたことが判明した場合においては、その者に対して、その認定を取り消すことができる。

第三章 技術士の登録

(技術士の登録)

第十三条 技術士となる資格を有する者が、技術士となるには、技術士名簿に氏名、生年月日、技術部門その他通商産業省令で定める事項の登録を受けなければならない。

(技術士名簿)

第十四条 技術士名簿は、通商産業省に備える。

- 2 技術士名簿の登録は、通商産業大臣が行う。

(変更登録)

第十五条 技術士は、第十三条の規定により登録を受けた事項に変更を生じたときは、遅滞なく変更の登録を申請しなければならない。

(追加登録)

第十六条 技術士は、技術士名簿に登録を受けた技術部門以外の技術部門について、試験に合格し、又は第十二条第一項の認定を受けたときは、技術士名簿に当該技術部門の追加の登録を受けることができる。

(登録の申請)

第十七条 第十三条の規定による登録を受けようとする者は、登録申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

(登録の申請の却下)

第十八条 通商産業大臣は、第十三条の登録を申請した者が左の各号の一に該当する場合においては、その登録の申請を却下しなければならない。

- 一 心身の故障により技術士の業務を行わせることが適正を欠く虞がある者
 - 二 技術士の信用又は品位を害する虞があり、その他技術士の職責に照らし技術士としての適格性を欠くと認められる者
- 2 通商産業大臣は、前項の規定により登録の申請を却下しようとするときは、あらかじめ当該申請者にその旨を通知して、相当の期間内に自ら又はその代理人を通じて弁明する機会を与えなければならない。
 - 3 通商産業大臣は、第一項の規定により登録の申請を却下するときは、その理由を附記した書面によりその旨を当該申請者に通知しなければならない。

(登録の取消)

第十九条 通商産業大臣は、技術士が左の各号の一に該当する場合には、登録を取り消すことができる。

- 一 登録を受けるために必要な重要事項について、記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をして第十三条又は第十六条の規定による登録の申請書を提出し、その申請に基き当該登録を受けた者であることが判明したとき。
 - 二 懲戒による技術士の名称の使用禁止の処分に違反して技術士の名称を用いたとき。
 - 三 心身の故障により技術士の業務を行わせることがその適正を欠くと認められるとき。
- 2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による処分をする場合に準用する。

(登録のまう消)

第二十条 通商産業大臣は、技術士が左の各号の一に該当する場合には、登録をまう消しなければならない。

- 一 第二条に規定する業務を廃止したとき。
 - 二 死亡したとき。
 - 三 第四条第一号から第三号までの一に該当することとなつたとき。
 - 四 前条第一項の規定又は懲戒による登録の取消の処分を受けたとき。
- 2 技術士が前項第一号から第三号までの一に該当することとなつたときは、その者、その法定代理人又はその相続人は、そのとき又はその事実を知つた日から六十日以内に、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(登録等の通知及び公示)

第二十一条 通商産業大臣は、技術士の登録をしたときは、すみやかに、文書で、その旨を当該申請人に通知しなければならない。

- 2 通商産業大臣は、技術士の登録をしたとき、又は登録をまう消したときは遅滞なくその旨を、登録をまう消した場合にはその事由を附して、官報をもつて公示しなければならない。

(登録の細目)

第二十二条 この章に規定するものの外、登録の手續その他登録に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第四章 懲戒

(懲戒の種類)

第二十三条 技術士に対する懲戒処分は、左の三種とする。

- 一 戒告
- 二 二年以内の技術士の名称の使用禁止
- 三 登録の取消

(懲戒及び懲戒の手続)

第二十四条 技術士がこの法律に違反したときは、通商産業大臣は、懲戒処分を行うことができる。

2 第十八条第二項及び第三項の規定は、懲戒処分をする場合に準用する。

(懲戒事由の調査)

第二十五条 何人も、技術士について懲戒の事由があると認めるときは、通商産業大臣に対し、その事実を報告し、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

- 2 前項に規定する報告があつたときは、通商産業大臣は、事件について必要な調査をしなければならない。
- 3 通商産業大臣は、技術士について懲戒の事由があると認めるときは、職権をもつて、必要な調査をすることができる。

(調査のための権限)

第二十六条 通商産業大臣は、前条第二項又は第三項の規定により事件について必要な調査をするため、その職員をして、左の各号に掲げる処分をさせることができる。

- 一 事件関係人若しくは参考人に出頭を命じて審問し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること。
- 二 鑑定人に出頭を命じて鑑定させること。
- 三 帳簿書類その他の物件の所有者に対し、当該物件の提出を命じ、又は提出物件を留めて置くこと。

2 前項の規定により出頭又は鑑定を命ぜられた参考人又は鑑定人は、政令の定めるところにより、旅費、日当その他の費用を請求することができる。

(懲戒処分の公示)

第二十七条 通商産業大臣は、第二十三条第一号又は第二号に掲げる処分をしたときは、遅滞なくその旨を官報をもつて公示しなければならない。

第五章 技術士の義務

(信用失墜行為の禁止)

第二十八条 技術士は、その信用若しくは品位を害し、又は技術士全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(広告事項の制限)

第二十九条 技術士は、その業務に関して広告をするときは、技術士の名称及び技術士名

簿に登録を受けた技術部門を明示してしなければならない。

- 2 技術士が前項の広告をするときは、技術士名簿に登録を受けた技術部門の部門に属しない技術に関して広告をしてはならない。

(秘密を守る義務)

第三十条 技術士は、正当の理由がなくて、その業務上取扱つたことについて知り得た秘密を他に漏らし、又は窃用してはならない。技術士でなくなつた後においても、また同様とする。

第六章 雑則

(名称の使用制限)

第三十一条 技術士でない者は、技術士又はこれに紛らわしい名称を使用してはならない。

(法人に対する制限)

第三十二条 第二条第一項第一号に規定する業務を行うことを主たる事業とする法人は、その役員又は職員として技術士を一人以上置かなければならない。

- 2 前項の法人は、技術士の氏名その他通商産業省令で定める事項を、通商産業省令の定めるところにより、通商産業大臣に届け出なければならない。

(法人に対する広告事項の制限)

第三十三条 前条第一項に規定する法人は、第二条第一項第一号に規定する業務に関して広告をするときは、その業務に従事する技術士が技術士名簿に登録を受けた技術部門の部門に属しない技術に関して広告をしてはならない。

(技術士の使用人等の秘密を守る義務)

第三十四条 技術士の使用人その他の従業者及び第三十二条第一項に規定する法人の役員又は職員は、正当な理由がなくて、第二条第一項に規定する業務に関してその業務上取扱つたことについて知り得た秘密を他に漏らし、又は窃用してはならない。技術士の使用人その他の従業者及び第三十二条第一項に規定する法人の役員又は職員でなくなつた後においても、また同様とする。

(主務大臣との関係)

第三十五条 通商産業大臣は、第十条第三項の規定により審査委員を任命しようとする場合においては、あらかじめその審査委員に係る技術部門に属する技術についての主務大臣の意見をきかなければならない。

- 2 通商産業大臣は、技術士に対して、第十九条第一項の規定による処分又は懲戒処分をしようとする場合においては、あらかじめ当該技術士の行う業務に係る技術についての主務大臣の意見をきかなければならない。
- 3 通商産業大臣は、技術士について第十三条、第十五条若しくは第十六条の規定による登録をし、若しくは登録をまう消し、又は法人について第三十二条第二項の届出を受理した場合においては、当該技術士の行う業務又は当該法人の行う主たる事業に係る技術についての主務大臣にその旨を通知しなければならない。

第七章 罰則

(刑罰)

第三十六条 第三十条又は第三十四条の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴を待つて論ずる。

第三十七条 第三十二条第一項の規定に違反した場合においては、その法人の代表者は、五万円以下の罰金に処する。

第三十八条 第三十三条の規定に違反した場合においては、その違反行為をした法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三万円以下の罰金に処する。

第三十九条 第三十一条の規定に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第四十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第三十六条から第三十八条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため当該業務に関し相当の注意及び監督が尽されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

(過料)

第四十一条 左の各号の一に該当する者（法人である場合には、その代表者）は、一万円以下の過料に処する。

一 第二十条第二項の規定に違反して届出をしなかつた者

二 第二十六条第一項第一号の規定による事件関係人又は参考人に対する処分に違反して出頭せず、陳述をせず、虚偽の陳述をし、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第二十六条第一項第二号の規定による鑑定人に対する処分に違反して出頭せず、鑑定をせず、又は虚偽の鑑定をした者

四 第二十六条第一項第三号の規定による物件の所持者に対する処分に違反して物件を提出しない者

五 第三十二条第二項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者

附 則

(法律の施行)

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して三月をこえない期間内において政令で定める。但し、第三十二条、第三十三条及び第三十四条の規定中第三十二条第一項に規定する法人の役員又は職員に係る規定の部分並びにこれらの規定に違反する行為に対する罰則の規定は、この法律施行の日から起算して一年を経過した日から施行する。

(他の法律の改正)

2 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第七条ノ三の次に次の一条を加える。

第七条ノ四 左ノ事項ニ付技術士名簿ニ登録ヲ請フ者ハ左ノ區別ニ従ヒ登録税ヲ納ムベシ

- 一 技術士法第十三条ノ規定ニ依ル登録 金三千円
- 二 技術士法第十五条ノ規定ニ依ル登録 金百二十円
- 三 技術士法第十六条ノ規定ニ依ル登録 金千円

3 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。
第四条第一項中第十五号の次に次の一号を加える。

十五の二 技術士試験を行い、技術士を登録すること。

4 工業技術院設置法（昭和二十三年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項の表中

「 熱管理士試験委員 | 熱管理士試験に関する事務をつかさどること。 」

を

「 熱管理士試験委員	熱管理士試験に関する事務をつかさどること。
技術士審査委員	技術士試験に関する事務をつかさどり、且つ、技術士の資格の認定について意見を具申すること。
技術士制度調査会	技術士制度の運営に関する重要事項を調査審議すること。 」

に改める。

（経過規定）

5 試験は、第九条の規定にかかわらず、この法律施行の日から昭和三十年三月三十一日までの期間においては、これを行わないことができる。

6 この法律施行の際現に技術士又はこれに紛らわしい名称を使用している者は、第三十一条の規定にかかわらず、この法律施行の日から六月を経過するまでの期間においては、なお従前の名称を使用することを妨げない。

理 由

わが国の科学技術の向上と産業の発展に資するため、新たに技術士制度を設け、技術士の資格を法定し、その業務の適正化を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。